

「雲南市スペシャルチャレンジ事業補助金（第8期）」募集要項

1. 趣旨

雲南市では、さまざまな地域課題へのチャレンジが生まれ、まちの未来につながりつつあります。こうしたチャレンジの成果を増やし、より大きくしていくため、チャレンジ精神あふれる子ども、若者の学びと成長を後押しする「雲南市スペシャルチャレンジ制度」を創設し、まちの未来をひらくチャレンジを雲南市みんなで応援します。

2. 制度内容

(1) 制度概要

ふるさと納税制度等を活用し、応援者からの寄附を募り、中高生・大学生の国内外での研修・実践、市内での地域課題解決に資する起業・創業に対し、チャレンジ資金を提供します。



(2) 支援内容

事業区分	対象者	サポート内容
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	市内在住及び市内に通学する中高生	積極的な学びやプロジェクトに取り組む意欲ある中高生のチャレンジに要する費用を支援する。 ● 上限 30 万円 ● 在学期間中であれば毎年度申請可
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース	高等教育機関に在籍する学生	将来に向けて、自らを成長させる学びや経験を得ようとする学生の市内外での研修・プロジェクト等の実施(※1)に要する費用を支援する。 ● 上限 30 万円 ● 在学期間中であれば毎年度申請可
起業・創業 スペチャレ・ホープ	市内で地域課題解決に取り組む者	社会課題の解決や地域の暮らしを豊かにする事業に要する費用を支援する。(※2) ● 活動資金補助(金融機関の融資や寄附・出資によって資金調達した額と同額を支援) 上限 200 万円 ● 保証料補助 上限 20 万円 (※3) ● 利子補助 上限 10 万円

- (※1) 雲南市が補助金を交付して実施される研修プログラムは支援対象となりません。
- (※2) 活動支援金として、1／2を市内金融機関等と連携し無利子融資や寄附・出資によって資金調達し、同額を市より補助金支援します。詳細はお問合せください。
- (※3) 保証料補助は、別制度（雲南市中小企業信用保証料補助金）により支援します。

(3) 対象者の要件及び対象経費

事業区分	対象者の要件	支援予定件数	対象経費
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	市内に住所を有する中学生・高校生、または市内の中学校・県立高等学校に在籍する生徒	20件程度	研修、実践に要する経費で市長が必要かつ適切と認める経費 (例) 交通費、滞在費(飲食費は除く)、研修プログラム参加費等
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース	高等教育機関(大学、高等専門学校、専門学校等)に在籍する学生	3件程度	
起業・創業 スペチャレ・ホープ	市内で地域課題解決に資する事業を立ち上げ・拡大しようとする者	3件程度	【活動資金補助】 事業に要する経費で市長が必要かつ適切と認める経費
			【保証料補助】 上記事業に必要な額として借り入れた額に係る保証料
			【利子補助】 上記事業に必要な額として借り入れた額のうち、融資実行時の返済計画に基づく利子

※詳細な要件等は、直接お問合せください。

※来年3月までに実施する事業が対象となります。

※支援予定人数は、応募・審査の状況等により変動します。

3. 応募方法

- (1) 下記の募集期間内に、応募書類を提出してください（郵送可）。

スペチャレ・ホープでは、応募後審査員による書面審査を行い、プレゼンテーション審査に向けた改善点を後日通知します。

事業区分	募集期間		提出先
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	前期	【国内外留学】 4月1日(火)～6月6日(金) 【プロジェクトデザイン】 4月1日(火)～7月18日(金)	教育委員会 キャリア教育政策課
	後期	8月1日(金)～9月19日(金)	
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース	前期	4月1日(火)～6月6日(金)	政策企画部 政策推進課
	後期	8月1日(金)～9月26日(金)	

起業・創業 スペシャレ・ホープ	①エントリー期限 5月30日(金) 下記フォームからエントリー後事務局より手続きの詳細を連絡 ②書類提出期限 6月10日(火) 事務局と相談のうえ、事業計画書を作成し、申請書提出までに金融機関へ相談 ③事業プランブラッシュアップ会 6月15日(日) 受けたコメントを元に事業計画の修正	
-------------------------------	---	--

<スペシャレ・ホープエントリーフォーム>

[https://docs.google.com/forms/d/e/](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScw5JGF96lEtmsZUREFxBrzvrtBx_WBREQJ_K6nwgRiWBnQEA/viewform)

[1FAIpQLScw5JGF96lEtmsZUREFxBrzvrtBx_](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScw5JGF96lEtmsZUREFxBrzvrtBx_WBREQJ_K6nwgRiWBnQEA/viewform)

[WBREQJ_K6nwgRiWBnQEA/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScw5JGF96lEtmsZUREFxBrzvrtBx_WBREQJ_K6nwgRiWBnQEA/viewform)



<提出書類>

- ① 雲南市スペシャルチャレンジ事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1～別紙3のうち該当の事業区分に係るもの）
- ③ 事業計画書に記載した資格を証明する書類の写し（ジュニア及びユースのみ）
- ④ 在学証明書（ジュニア及びユースのみ）
- ⑤ 融資を見込む金融機関に提出した事業計画書の写し及び金融機関が作成した返済計画書（償還予定表）の写し（ホープのみ。後日提出可）
- ⑥ 個人にあつては所得税に係る個人事業の開業届出書の写し、法人にあつては法人税に係る法人設立届出書の写し（ただし、提案書提出後に開業又は法人設立する場合は後日提出でも可）（ホープのみ）

※上記①、②は電子データも提出してください。

<提出先>

【ジュニア】 雲南市教育委員会 キャリア教育政策課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1
Mail : careerkyouiku@city.unnan.shimane.jp

【ユース・ホープ】 雲南市政策企画部 政策推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1
Mail : seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

(2) 応募書類は、下記の専用ウェブサイトよりダウンロードください。

<https://unnan-social-challenge.jp/special>

なお、記載にあたってご心配な点等がある場合は、書類の事前確認をすることも可能です。「7. 問合せ先」まであらかじめご相談ください。

(3) 参考資料（パンフレット、図面等）を提出される場合は、同じものを20部提出してください。

4. 審査方法

(1) 審査基準

市民の代表や専門性を有する有識者で構成する審査会（雲南市スペシャルチャレンジ共創会議）において、計画内容や実現性、地域・社会への貢献意欲、個人または事業の成長性などを総合的に審査します。

< 審査の主な観点 >

区 分	主な観点
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	・自ら意志を持って主体的に挑戦しようとしていること。 ・今回のチャレンジで実現したい姿、解決したい課題が明確であること。 ・自分のためのチャレンジが社会(全体)のためのチャレンジにつながっていく可能性があること。 ・具体的なアクションからの学びを大切にしようとしていること。
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース	・【独自性】自ら発見した本質的課題に挑戦しようとしていること。 ・【社会性】個の取り組みが社会全体の取り組みにつながっていくプランとなっていること。 ・【継続性】単発的な取り組みではなく、中長期的な継続性の視点を持っていること。 ・【成果】実践を質の高い明確な成果に繋げようとしていること。
起業・創業 スペチャレ・ホープ	・雲南に幸福(笑顔)を増やすための、ビジネス(＝ソーシャルビジネス)の構想となっていること。 ・実践し続けるための計画と、ぶれない信念があること ・雲南の次世代をワクワクさせる波及/影響力があること ・収益(寄附等含む)を上げる仕組みがあること。 ・地域内外の人・団体と連携が見込まれること。

(2) プレゼンテーション審査

審査は、プレゼンテーション方式による面談審査（原則公開）を行います。事情により審査会場へお越しいただけない場合は、オンラインでの面談審査も対応しますので、ご相談ください。

事業区分	審査期日		審査会場
研修・プロジェクト (中高生) スペチャレ・ジュニア	前期	【国内外留学】 6月15日(日) 【プロジェクトデザイン】 7月27日(日)	雲南市役所 2階会議室 (オンライン可)
	後期	10月4日(土)	
研修・プロジェクト (大学生) スペチャレ・ユース	前期	6月15日(日)	
	後期	10月4日(土)	
起業・創業 スペチャレ・ホープ	7月27日(日)		

(3) 採否結果の通知

結果の通知は、審査後2週間以内に行います。

5. 活動報告

(1) 報告書の提出

研修や事業立ち上げが完了した際には、速やかに「雲南市スペシャルチャレンジ事業実績報告書」を作成の上、関係書類を添付し提出してください。報告いただいた内容は、専用ウェブサイトや報告書等に掲載します。

(2) 活動報告会等への参加

市民や応援者（寄附者）等への成果報告会での活動報告・意見交換のほか、市が主催するリーダー人材の育成に資する行事等への参加をお願いします（学業や就業の都合などやむを得ない場合を除き、できるだけ参加してください）。

(3) 支援者コミュニティへの参加

本制度での支援者による交流の集い「スペチャレ・コミュニティ」に原則として参加をお願いします。

6. その他留意事項

(1) 採択決定後に、申請内容を変更する場合は、速やかに変更申請の手続きをとる必要があります（変更による支援額の増額は原則認められません）。なお、変更内容によっては、計画変更を承認しない場合もあります。

(2) 以下のような場合に、採択を取り消し、既に支給している補助金の全額または一部の返還を求める場合があります。

- ① 本要項の「2.（3）対象者の要件」を満たさなくなった場合
- ② 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- ③ 申請した事業を補助金を受けた年度内に途中で中止する場合

(3) 本制度にあたり提出された個人情報、本制度のために利用し、その他の目的には利用しません。

7. 問合せ先

●スペチャレ・ジュニア（中高生）

教育委員会 キャリア教育政策課

電話 0854-40-1074

メール careerkyouiku@city.unnan.shimane.jp

●スペチャレ・ユース（大学生） / スペチャレ・ホープ（起業・創業）

政策企画部 政策推進課

電話 0854-40-1011

メール seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

雲南スペシャルチャレンジ ウェブサイト

<https://unnan-social-challenge.jp/special>

雲南スペチャレ

検索